

「助け合いの仕組みづくり」に関するよくある質問（Q&A）

【制度に関するQ&A】

Q	この事業は、どのようなことから実施することとなったのか？
A	<p>平成7年に発生した阪神・淡路大震災の記録によれば、震災で救助された人の8割以上が地域の方々の助け合い（共助）により救助されたといわれています。【平成26年版防災白書 内閣府】</p> <p>また一方で、平成23年に発生した東日本大震災においては、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。【避難行動要支援者の避難行動要支援者に関する取組指針 平成25年8月 内閣府】</p> <p>大きな災害がおきた場合は、行政の救助が一人ひとりに行き渡るまでに時間がかかってしまいます。こうしたことから、近年特に住民同士で助け合うことが重要となっています。</p> <p>本市では、平成12年9月の東海豪雨以降本格的に検討を始め、平成19年から助け合いの仕組みづくり事業を開始しました。</p>

Q	役所が中心となって、地域と助け合いながら行うべきである。これは行政の怠慢ではないか？
A	<p>区役所と個人情報保護に関する協定を締結することで、名簿については区役所が作成します。また、説明会や訓練などにおいても積極的に支援してまいりますので、区役所や消防署にご相談ください。</p> <p>ただし、「助け合いの仕組みづくり」は共助の取り組みです。地域が中心となって行うことに意義があると考えています。</p> <p>大災害の際、被害を最小限にするためには、行政の救助を待つことなく、近隣住民同士で助け合って速やかに避難することが大切です。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。</p>

Q	「助け合いの仕組みづくり」の実施対象となる地域は？
A	<p>基本的には、学区、町内会などを対象としており、実施可能な地域単位での支援をお願いいたします。</p> <p>実施する際は、区役所へご連絡ください。</p>

Q	「助け合いの仕組みづくり」の窓口の部署は？
A	「助け合いの仕組みづくり」の窓口は、基本的に区役所総務課及び消防署予防課になります。

Q	助成金はあるのか？
A	<p>地域で行う「助け合いの仕組みづくり」は、いろいろな方法があると考えています。その意味で、地域の自主性を尊重していきたいと考えています。</p> <p>必要な費用については、名古屋市安心・安全・快適なまちづくり活動補助金を受けられる場合がありますので、事前に区役所へご相談ください。</p> <p>地域の実状に応じて、取り組んでいただきますようお願いいたします。</p>

Q	地域においては、この活動に近い活動をすでに実施している。さらに「助け合いの仕組みづくり」の実施を要求することは重複しているのでは？
A	<p>「助け合いの仕組みづくり」を含んだ既存の活動を行っている場合は、そのまま継続していただければ結構です。反対に、「助け合いの仕組みづくり」に近い活動をしているが、内容が不足しているような場合には、不足分を補って「助け合いの仕組みづくり」を構築していただきたいと考えています。</p> <p>地域において災害時に助け合いが行われるようになっていることが目標です。</p>

Q	「助け合いの仕組みづくり」に参加していない人は、どうなるのか？
A	<p>「助け合いの仕組みづくり」への参加、不参加によって行政の対応に違いはありません。</p> <p>しかし、阪神・淡路大震災では、救出された人の8割が地域の人に救出された調査結果もあることから、「助け合いの仕組みづくり」は、大災害の際の被害を最小限にするための重要な取り組みだと考えていますので、なるべく多くの方にご参加いただきますようお願いいたします。</p>

【支援する皆さまに関するQ & A】

Q	要支援者が町内会未加入の場合はどうすればいいか？
A	町内会の加入の有無にかかわらず、支援の対象であることに変わりはありませんので、支援をお願いしたいと考えています。 なお、要支援者の方に対しては、同意確認書の同封チラシで町内会への加入をお勧めしております。

Q	「助け合いの仕組みづくり」に取り組む支援者は、責任が生じるか？
A	「助け合いの仕組みづくり」は、住民の方々の善意による取り組みであり、災害発災時の状況にもよりますので、無理をしない範囲で支援をお願いします。 よって、支援者自身の安全が優先されることから、責任や義務を負うものではありません。 なお、要支援者の方に送付する同意確認書にも、支援者は責任や義務を負うものではない旨を明記しています。

Q	支援者をどのように決めればいいのか？
A	なるべく要支援者が希望する方や要支援者と日頃から付き合いのある方に支援者になってもらうよう依頼してみることが最適です。 また、民生委員・児童委員や消防団員に相談してみるのもいいでしょう。

Q	実際の名簿の管理はどのようにするのか？
A	施錠できる場所で、名簿取扱者以外の人の目に触れないように保管してください。

Q	万一、地域が名簿等を紛失してしまった場合、どうなるか？
A	災害対策基本法の守秘義務違反による罰則はありません。 ただし、民事上の責任が発生する可能性がありますので、くれぐれも取扱いには十分注意してください。 万一、紛失等した場合は速やかに区役所に連絡してください。

Q	<p>個別支援計画において支援をする人とは特定の個人でないといけないのか？</p> <p>住民の大多数が要支援者のような地域もあり、個別支援計画ができない。</p>
A	<p>個人対個人から個人対組織のものまで考えられます。</p> <p>また、高齢者が多い地域などでは、少しでも元気な人が、近隣者の障害者などに対して行う声かけ程度の情報提供を行うことも重要な支援であると考えています。地域の実情に合わせて支援内容を考え、実施していただくようお願いいたします。</p>

Q	<p>訓練はどのように実施すればよいか？</p>
A	<p>消防署が指導する自主防災組織の訓練や区役所が主催する防災訓練などで実施するとよいでしょう。また、地域のイベントと併せて実施するのも一案だと考えます。</p> <p>訓練の内容は、一例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名簿を使用した安否確認訓練 ・実際に自宅から避難場所まで避難する訓練 ・個別支援計画の支援内容を実践する訓練 <p>などがあり、それらを組み合わせた訓練を行うことにより、課題を明らかにし、支援内容や避難経路を見直すことが大切です。</p> <p>また、訓練内容や訓練における名簿の使用方法については、要支援者に同意を得、さらにできるだけ当事者が参加する訓練を行うことで、実効性が上がると考えています。</p> <p>消防署や区役所へご相談ください。</p>

【支援を受ける皆さまに関するQ & A】

Q	転居した場合はどうすればいいか？
A	<p>転居により地域が変更した場合は、転居元の地域との取り組みは解消されます。</p> <p>転居先の新たな地域においても、支援を希望する場合は、お住まいの地域が「助け合いの仕組みづくり」と同様の活動に取り組んでいるか否かを、転居先の区役所総務課（名古屋市外へ転出する場合は、転出先の役所）へお問合せのうえ確認してください。</p>

Q	支援はしてほしいが、町内会には入りたくない。
A	<p>町内会の加入の有無にかかわらず、支援の対象であることに変わりはありません。しかしながら、回覧板による地域からの情報を受け取ったり、地域の行事や訓練に可能な範囲で参加したりするなど、日頃から支援者となる地域の方と、挨拶を交わし、顔の見える関係を築くことが大切だと考えておりますので、町内会に加入することをお勧めします。</p>

Q	災害が発生し、「助け合いの仕組みづくり」で支援を受けられなかった場合どうなるか？
A	<p>「助け合いの仕組みづくり」は地域による善意の取り組みであり、また、災害が発生したときは誰もが被災者となりますので、災害時の支援を保証するものではありません。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>よって、ご自宅の耐震化や家具固定、食糧や必要なものの備蓄など、ご自身においても、なるべくできる限りの備えをしていただくようお願いいたします。</p> <p>災害時には、当然のことではありますが、本市を始めとする行政機関が救出・救護に最大限尽力いたします。</p>